

質問 QUESTION

回答 ANSWER

公平な税行政を求む

強力に差押さえ等を 続けます

「税務課長」



いわた じょうじ
岩田 譲治

質問 平成30年度の決算書によると、未収入額が約9400万円あります。これは税金の未回収分ではないのですか。このうち平成30年度に回収された金額は1900万円程あります。一方、不納欠損額が約520万円あります。これは時効が成立し、法的に回収できない税金です。

町は財政難・財政改革と言いつつ、本来収入となる税金が回収されていないのは大きな問題です。

どのように回収しているのですか。また、未収入額の内訳はどのようなになっていきますか。

回答 未収入額約9400万円の内訳は町民税が4020万円、固定資産税が5080万円、軽自動車税が310万円程です。

また、ここ5年間で平成27年度が一番多く9690万円、少なかったのは平成26年度の8710万円でした。滞納額を減らす取り組みは、納税期限内に納付されなかった場合、督促状を出します。それでも納付されなかった人に催告書を年間3回出します。それでも納付のない人に差押さ

えの手続きをします。平成30年度の貯金の差押さえは49件、213万円を回収しました。同時に給与の差押さえも行っていきます。他に売掛金や不動産・動産の差押さえも手掛けるべきだと考えます。

質問 不能欠損金が約520万円ありますが、その対応は。

回答 納税には5年の時効があります。時効にしないように差押さえや未納者と分納誓約の締結をし、時効の延長を図っています。その結果、前年度より260万円程収入増になりました。平成30年4月の時点で、49人の分納誓約者に対し、1年後には108人となり、滞納整理事務を強力に進めています。

質問 町の税務課職員を県税事務所へ派遣し、回収にかかわる技術研修を行っているとか。

回答 今年7月から町職員を県税事務所へ派遣しています。そこで町県民税の滞納処分を行いながら、その技術の習得に努めています。今後も定期的に派遣し、人材の育成と滞納処分を行って

いきます。納付の公平性のもとより、自主財源の確保を図りながら、真面目に納付されている皆さまに對する信頼を裏切らないよう、できうる限りの手段を講じ進めます。



平成30年度決算書と説明書